

工業会 日本万引防止システム協会 規約

第 1 章	総 則
第 2 章	会 員
第 3 章	役 員
第 4 章	総 会
第 5 章	理事会
第 6 章	財産及び会計
第 7 章	規約の変更及び解散
第 8 章	事務局
第 9 章	補 則

工業会 日本万引防止システム協会

第1章 総 則

(名 称)

- 第1条 本会は 工業会 日本万引防止システム協会 と称する。
英訳では JAPAN INDUSTRIAL ASSOCIATION OF ELECTRONIC ARTICLE
SURVEILLANCE MACHINES
略称は JEAS とする。

(事務所)

- 第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。
2 本会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

- 第3条 本会は、万引防止システムに関連する産業的、社会的な役割を果たすために、
2 万引防止システムの円滑な普及・発展に資する制度・政策・計画等の建議と実行
3 行政機関、 関連業界団体あるいは生活者等の間での認識向上、相互の間の調整
4 万引防止システムに関する内外の情報収集と提供を行ない、
業界の健全な発展と安全で豊かな国民生活に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 会員制度事業
(2) 教育事業
(3) 出版事業
(4) システム開発・提供事業
(5) 調査・研究事業
(6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

- 第5条 本会の会員は、次の3種とする。
(1) 正会員
本会の目的に賛同して入会した次の企業および団体とする。
①万引防止システム製造ないし販売している企業および団体
②今後、万引防止システムを販売ないし提供しようとする企業および団体
③万引防止に関連するサービスを提供する業界（警備業等）や関連業界（防犯カメラ設備等）
に属する企業など
④万引防止システムを販売ないし提供する企業に対し商品や部品の供給事業を行う企業およ
び団体
(2) 賛助会員
本会の事業を賛助するために入会した次の企業および団体とする。
①小売業に商品供給しているメーカーおよび物流企業
②小売業にサービスを供給している企業および団体
(3) 特別会員
本会の目的に賛同し、協力をする団体会員。

(入 会)

- 第6条 正会員、賛助会員及び特別会員として入会しようとする者は、会長が別に定める

入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。ただし、年度途中においては、理事会に代り暫定的に総務委員会が入会を認めることができる。その後に、理事会の承認を得るものとする。

(会 費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 特別会員については、会費を免除するものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である事業者・団体が解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 正会員、賛助会員及び特別会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員である事業者・団体が解散したときは、退会したものとみなす。
- 3 退会希望の会員については、その会員の万引防止システム等が市場に存在する場合は1年間様子を見るという趣旨で休会とし、1年後に再検討する。

(除 名)

第10条 会員の次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の規約又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

理事 20人以内
監事 2人

- 2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事は互選により、会長、副会長を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職 務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長が欠けたときは、その職務を代行する会長代行を置くことができる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときその職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、規約及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をする必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

- 第15条 会長及び役員の任期は2年とし、2年ごとに改選するものとする。
ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の前任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、総会において議決の前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障の為職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為が認められるとき。

(報酬等)

- 第17条 役員は無給とする。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

- 第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第19条 総会は、正会員、賛助会員、特別会員をもって構成する。

(権能)

- 第20条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本会の運営に関する事項を議決する。
- 2 議決権を行使できるのは、正会員のみとする。

(開催)

- 第21条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第22条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条の規定による請求があったときには、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 25 条 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。

第 5 章 理事会

(構 成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 29 条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第 30 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面を

もって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第31条 理事会は会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第33条 理事会には、第24条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第34条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

寄附金品については、本会の会報を通じてその企業名を会員に知らしめるとともに感謝状を贈呈し、長く榮譽をたたえる。

(財産の管理)

第35条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(著作権等の所属)

第36条 本会の活動によって取得した著作権、その他すべての権利は本会に所属する。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において3分の2以上の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由によって予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を受け、総会において3分の2以上の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第41条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計年度)

第42条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第43条 この規約は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第44条 本会は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

(残余財産の処分)

第45条 本会の解散のときに有する残余財産の処分方法は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て決定するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第46条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運用に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第47条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 規約

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 登記に関する書類

(5) 規約に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 財産及び負債の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

(事業又は業務の委託等)

第48条 本会が行なう事業、又は業務の一部を他に委託し、又は請負わせて執行することができる。

第9章 補則

(委任)

第49条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に決める。

(JEAS ロゴマーク使用)

第50条 会員または関係機関・関係者が JEAS のロゴマークの意匠を外部の発表の場で使用する場合は、会長宛に使用許可の申請を行い、許可をえること。

(委員、役員派遣)

第51条 本会以外の団体・関係機関等から本会に対して、委員や役員の派遣を依頼された場合、逆に本会からそのような団体・関係機関等に積極的に参加する場合は理事会においてその可否を決定する。ただし、時間的に理事会の開催まで時間がかかる場合は、運営委員会の可否の決定により、理事会の各メンバーに通知することが出来る。

附 則

- 1 この規約は、本会の設立のあった日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、第42条の規定にかかわらず、設立総会のあった日から平成15年3月31日までとする。

改訂

1. 平成19年6月6日
第9章 補足 (JEASロゴマーク使用) 第50条 追加
(委員・役員派遣) 第51条 追加
2. 平成20年6月4日
第3章 役員 (任期) 第15条 会長の任期を1年から2年に変更した。
(他の役員と合わせることとした)
3. 平成23年6月13日
名称変更に伴う改訂
4. 平成25年6月10日
第2章第5条 会員の(種別)内容を変更した。
第3章第12条 理事を「12人以内」から「20人以内」に変更した。
5. 令和3年6月3日
名称変更に伴う改訂